官

省

〇法務省令第十五号

令

令で定める登記所を定める省令を次のように定める。 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二百五条第一項の規定に基づき、 同項に規定する法務省

令和三年三月三十日

法務大臣 上川

陽子

民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二百五条第一項に規定する法務省令で定める登記所は、 民事執行法第二百五条第一項に規定する法務省令で定める登記所を定める省令

東京法務局とする。

翌日から施行する。 部を改正する法律(令和元年法律第二号)附則第五条の政令で定める日(令和三年四月三十日)

規 則

○原子力規制委員会規則第二号

置法を実施するため、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。 行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第七条第六項の規定に基づき、及び原子力規制委員会設 原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)第二十七条第六項において準用する国家 令和三年三月三十日 原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則 原子力規制委員会委員長 更田 豊志

正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。 原子力規制委員会組織規則(平成二十四年原子力規制委員会規則第一号)の一部を、別表により改

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、 を付した部分のように改めること。 改正前欄にこれに対

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であって、 応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。 改正後欄にこれに対

火曜日

令和 **3** 年 **3** 月 **30** 日

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

別表	京子力規制委員会組織規則の一部改正に関する表
	改正後
	を 京芸 建まれ、 の基盤課の所掌事
	第五条 技術基盤課は、次に掲げる事務をつ
	[一~三 略]
	四 原子力事故による災害の防止及び放射
	線による障害の防止に関する事務のうち
	技術の調査及び研究に関すること。

(放射線防護企画課の所掌事務)

第六条 放射線防護企画課は、次に掲げる事 務をつかさどる。

一·二 略

属するものを除く。)。 故による災害の防止に関すること(総務 前二号に掲げるもののほか、原子力事 技術基盤課及び監視情報課の所掌に

掌に属するものを除く。)。 よる障害の防止に関すること(技術基盤 第一号に掲げるもののほか、放射線に 監視情報課及び安全規制管理官の所

国際協力推進官、地域原子力規制総括調整 事故対処室及び法令審査室並びに企画官、 官、防災システム専門官及び上席原子力防 災専門官) (監査・業務改善推進室、広報室、国際室 公文書監理調査官、情報システム管理

第十四条 1 5 3 略

広報室は、 広報に関する事務をつかさど

[号を削る。] [号を削る。]

対策官、国際核セキュリティ専門官及び安 制特別国際交渉官、企画官、首席技術研究 查官、核物質防護指導官、上席核物質防護 調查官、上席会計監查官、上席技術研究調 全管理調査官) (経理調査官、上席訟務調整官、原子力規

第十九条 長官官房に、経理調査官一人、上 ティ専門官一人及び安全管理調査官二人を 席訟務調整官二人(検察官をもって充てる 核物質防護対策官二人、国際核セキュリ 查官十二人、核物質防護指導官一人、上席 ものとする。)、原子力規制特別国際交渉官 人、上席会計監査官一人、上席技術研究調 一人、企画官三人、首席技術研究調査官五

2 5 12

略

2 5 12

同上

第六条 (放射線防護企画課の所掌事務) 同上

[一·二 同上]

課及び監視情報課の所掌に属するものを故による災害の防止に関すること (総務) 前二号に掲げるもののほか、原子力事

回・五 同上

課及び安全規制管理官の所掌に属するも _よる障害の防止に関すること(監視情報 第一号に掲げるもののほか、 放射線に

国際協力推進官、地域原子力規制総括調整 事故対処室及び法令審査室並びに企画官、 災専門官) |監査・業務改善推進室、広報室、国際室 防災システム専門官及び上席原子力防 公文書監理調査官、情報システム管理

第十四条 [1~3 同上]

4 広報室は、次に掲げる事務をつかさどる。

広報に関すること。

との連絡に関する事務の総括に関するこ 委員会の所掌事務に係る地方公共団体

5~18 同上

調査官、上席会計監査官、上席技術研究調制特別国際交渉官、企画官、首席技術研究 対策官、国際核セキュリティ専門官及び安査官、核物質防護指導官、上席核物質防護 全管理調査官) (経理調査官、上席訟務調整官、原子力規

第十九条 長官官房に、経理調査官一人、上 専門官一人及び安全管理調査官二人を置 查官九人、核物質防護指導官一人、上席核 席訟務調整官二人(検察官をもって充てる 物質防護対策官二人、国際核セキュリティ ものとする。)、原子力規制特別国際交渉官 人、上席会計監査官一人、上席技術研究調 一人、企画官三人、首席技術研究調査官五